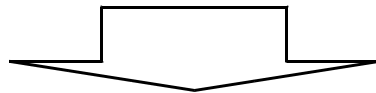


# 不登校の児童生徒への支援について（ポイント）

## 中央教育審議会初等中等教育分科会における主な意見

- 不登校は、どの子どもにも起こりうることとしてとらえることが必要。
- 早期発見・早期対応の取組とともに、不登校の未然防止、不登校にならないための対策を講じていくことが必要。  
ただし、一度不登校になった後でもきめ細かな対応をすることによって、立ち直らせることは可能であるという認識が不可欠。
- 学校外の公的機関である教育支援センター（適応指導教室）やNPO、ボランティアといった民間組織・団体等とも連携した対応が必要。
- 不登校の児童生徒への支援を考えるに当たっては、小中一貫教育等の取組など、小学校と中学校の接続、連携の在り方について検討を進めることが必要。
- 不登校や、いわゆるひきこもり、ニートといった現象は、人生のステップの間に一つの空白を作ってしまうことであり、将来の社会的自立に向けた支援という視点をもって対応することが重要。



## 今後の不登校の児童生徒への支援に必要な視点

### （１）学校における生徒指導の充実・強化について

平成21年6月に生徒指導の意義・理念、実施の指導方法等を解説する「生徒指導提要」を作成するため「生徒指導提要の作成に関する協力者会議」を設置。今後作成される「生徒指導提要」を活用するなどして、学校における生徒指導の充実・強化に取り組むことが必要。

### （２）不登校の児童生徒のその後の支援について

平成20年12月に決定された「青少年育成施策大綱」、平成21年7月1日に成立した「子ども・若者育成支援推進法」などを踏まえ、進路が未定のまま学校を卒業・中途退学した不登校児童生徒及び高校中退者への継続的な支援について、関係機関等と連携し、学校、教育委員会は取り組んでいくことが必要。

### （３）不登校の児童生徒への対応における小中連携について

一部の自治体における小中一貫や連携の取組では、いわゆる中1ギャップを防ぐのに効果があるとの報告もあることなどから、不登校児童生徒への支援という観点から、小中一貫教育の仕組みも含め、学校種間の連携・接続の在り方等について検討を進めることが必要。